

平成29年第11回

美里町農業委員会定例総会議事録

第11回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成29年11月24日(金)午前9時30分から午前10時54分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 利用権設定の合意解約による通知について
- 3 非農地証明願について

5 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第5号議案 小牛田農業振興地域整備計画の変更について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成29年10月事業報告について
2. 平成29年11月事業予定について
3. その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

事務次長 高橋 博喜

9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより平成29年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより第11回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>続きまして、議事録署名委員の選任でございます。議長より指名をさせていただきます。会議規則第15条1項の規定によりお二人を指名いたします。</p> <p>8番三浦淳子委員、9番伊藤雄一委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>1、農家相談日について、11月6日と11月20日の2回、開催しております。</p> <p>担当の委員の方より報告をいただきます。最初に11月6日の担当委員の方よろしく申し上げます。</p>
我妻卓美委員	<p>11月6日月曜日、渡邊会長と高橋建一委員そして私、我妻が担当で場所は会長室でしたが相談者はありませんでした。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、11月20日の農家相談日の報告をお願いします。</p>

佐々木裕一委員

11月20日、会長室にて大友職務代理と私、佐々木の二人が担当し、もう一人の担当委員である佐藤清委員は所用のため欠席しました。相談者は●●の●●●●●さんという方で、相談内容は、●●●●●●という元●●●●●店の所有地で、荒地になっているため、近所より苦情がありどう対応したらいいかの相談です。農地なので対応は委員会からの文書を出し、回答を相談者に連絡するというので、対応しました。以上です。

議長

ご苦労さまでございます。

報告事項の2番利用権設定の合意解約による通知について、事務局より報告願います。

2番利用権設定の合意解約による通知についてを事務局より説明いただく前に、先月総会で高橋委員より質問あった件について事務局より報告いただきます。

事務局

説明の前に、先月総会で、18番高橋健一委員より第2号議案の買入れ適格証明願のことに、最低見積価格の●●万●、●●●円の根拠は何かとの質問があり、これを11月総会で示すように、ということでしたので、回答します。

担当である●●●●●に照会したところ、参考にしたのは農業委員会総会における売買価格でした。ただし、参考にはしましたが、いろいろ内部調整をした上で面積●、●●●平方メートルを●●万●、●●●円にしたという回答がございました。以上でございます。

議長

18番高橋健一委員、よろしいですか。

高橋健一委員

はい。

議長

それでは、2番利用権設定の合意解約による通知についてを事務局より報告いただきます。

事務局

(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

続きまして、報告事項3番非農地証明願について、事務局より報告願

ます。

また、11月14日に保全委員会にて現地の確認調査を行っておりますので、事務局の説明後、農地保全委員会の福田委員長より調査結果について報告をいただきます。事務局、説明願います。

事務局より説明願います。

事務局

(報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

続きまして、調査の結果を福田なほ子農地保全委員長、お願いします。

福田なほ子農地
保全委員長

農地保全委員会は今月から、大崎幸信委員、柴山真二委員、そして委員長である、私、福田の3名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から菊地局長、高橋次長の計7名により11月14日(火)に現地調査を行いました。

番号17について、現地は関根地区の●●●●に位置しております。居宅がある宅地に隣接し、宅地と一体として使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号18について、現地は関根地区の●●に位置しております。工場及び駐車場として使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号19について、現地は不動堂地区の●●に位置しております。通路として使用され、20年以上経過していることから、特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

議長

ご苦労さまでございました。

以上が報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしの声がありましたがよろしいですか。なければ、以上で報告事項を

終了いたします。

議長 続きまして、次第の5番、議事に入ります。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

また、農地法3条調査についてもあわせてご説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、第2号議案について審議いたします。審議をいたしますが、議案番号234番、議案番号248番から264番の18議案を除いた27議案について審議をいたします。質疑ありませんか。ございませんか。18番高橋健一委員。

高橋建一委員

18番高橋です。●●●番について質問します。物納ですが10アール当たり●●キログラムとなり、議案番号●●●番では大体●●キログラム位になるのですが、●●●●ではどのような基準からこのような単価になっているのか。今日は難しいかもしれませんが、その内容を●●●●から聞いて、聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

議長

ただいまの質問、●●●番と●●●番の賃借料の対価が不釣り合いだという質問です。その基準が片方は●●キログラム、●●●番については●●キログラムぐらいということで、10アール当たり、その基準がもしわかれば事務局で回答、わからなければ確認をした上で来月総会にでも回答することになりますので、事務局から一言皆さんに回答してください。

事務局

18番高橋建一委員の質問にお答えします。
●●●●の分野になりますので、来月総会まで確認して回答したいと思います。
以上でございます。

議長

高橋委員よろしいですか。

高橋建一委員

はい。

議長

そのほか質問ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでよろしいですか。
それでは、質疑なしと認め、採決に入ります。
議案番号234番、議案番号248番から264番の18議案を除いた27議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長 続きまして、議案番号234番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、10番大崎幸信委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(10:25)

議長 再開します。(10:26)

議長 議案番号234番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
議案番号234番について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(10:27)

議長 再開します。(10:27)

議長 続きまして、議案番号248番から264番までの18議案について審議をいたしますが、農業委員会等に関する38条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(10:28)

議長 再開をいたします。(10:29)

議長 議案番号248番から264番までの18議案について審議をいたします。質疑ありませんか。18番高橋建一委員。

高橋建一委員 18番高橋です。●●●番の譲受人があっせん台帳登載者とありますが、2.44ヘクタール以上となっていたはずですが、合計しても●.●●ヘクタールとなりあっせん台帳登載者の要件にはあてはまりません。これについて説明願います。

議長 18番高橋委員の質問ですが、譲受人の●●●●のあっせん台帳登載者の資格の問題ですか。事務局答弁願います。

事務局 18番高橋建一委員の質問にお答えします。
あっせん台帳登載者につきましては、今でこそ2.44ヘクタール以上となっておりますが、その前から制度があり1.6ヘクタール時代に登録されていた方です。この制度には有効期限はありませんので、1.6ヘクタール当時から登録されていた方は便宜上今でも有効と運用してまいります。その関係で今の2.44ヘクタール以下ではありますが、当初からの担い手でございますので、●●●●●●●●でも受付し、議案にも掲載いたしました。以上でございます。

議長 新規の場合は、あっせん台帳搭載者が受ける場合は2.44ヘクタール以上としていますが当時の基準で、一度登載すれば、本人の申し出がない限りはそのまま継続するという感じで事務局は運用してきたということでございます。18番高橋建一委員。

高橋建一委員 18番高橋です。そういう場合は、予めそのような説明をしてもらえば、このような質問もしなくていいので、今後、事前説明をしていただきたいと思います。

議長 説明の段階でそういうことをきちんと話をしなさいということですね。これからは、そのようになるよう事務局お願いします。
そのほかございませんか。
質疑なしということではよろしいですか。

(はいの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。

議案番号248番から264番までの18議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(10:30)

議長 再開します。(10:31)

議長 第2号議案農地利用集積計画書審議については、46議案全て賛成ですので原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 事務局の説明が終了しましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。

第3号議案について採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第3号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、原案どおり許可相当と意見を付して農地中間管理機構重へ進達をいたします。

します。

議長 それでは、第5号議案、小牛田農業振興地域整備計画の変更についてを
議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、審議に入ります。質疑ありません
か。18番高橋建一委員。

高橋建一委員 18番高橋です。今、事務局からいろいろ説明ありましたが、いろいろ
な資材保管とか、そういうものは栽培上必要なものでありますからそれは
了解としますが、問題は水槽です。水槽はコンクリート製です。そうする
と、コンクリートの場合は永久的な構造とみなされますので、それは転用
に当たると私は解釈しております。これが、ゴムとかビニール等であれば
それは該当にならないと思いますが、コンクリートの場合は転用にあたり
ます。転用申請をさせるべきだと思いますがいかがでしょうか。

議長 ただいまの18番、高橋委員の質問は、設置される事務所や倉庫、資材
置き場等はいいけれど、コンクリートの水槽については問題があるという
内容の質問です。

議長 暫時休憩いたします。(10:46)

議長 再開いたします。(10:51)

議長 ただいまの18番、高橋委員に対して、事務局より答弁願います。

事務局 それでは、18番高橋建一委員のご質問にお答えします。
先ほど、事務局的には全般的には形状変更で、しかもこの部分について
は宅地課税となります、という説明をしました。ここに全国農業会議所で
発行している法律の100問100答がございますけれども、これには高
橋委員の言うようにコンクリートの場合は転用に該当すると記載されてお
ります。

それで、確かに転用には違いありませんが、農業用施設の設置のための転用であると解釈します。農地転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1項に2アール未満の場合は農業委員会に申請する転用があります。整理しますとコンクリートの部分以外は形状変更届、コンクリートの部分につきましては2アール未満の農業委員会に申請する転用届という2つの手続になると思いますが、そのような考え方でいかがでしょうか。

議長 高橋委員、よろしいですか。

高橋建一委員 はい。

議長 それでは、コンクリートの水槽部分については農業委員会に対して2アール未満の面積でございますので、農業委員会に申請するということで処理をいたします。

議長 そのほか質問ございませんか。
質疑なしとしてよろしいですか。

(はいの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第5号議案に、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第5号議案、小牛田農業振興地域整備計画の変更については原案のとおりとし、異議なく可として町長に報告をいたします。
以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第11回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成29年 月 日

会 長

署名委員 8番

署名委員 9番